

# 令和5年度石狩市いじめ問題対策連絡協議会 議事録

〔日 時〕 令和6年3月8日（金）午前10時～

〔場 所〕 市役所4階402会議室

〔出席者〕 青山 司（石狩市校長会代表者）、坂見 明信（石狩市校長会代表者）  
山森 聡（石狩市教頭会代表者）、新保 雄三（石狩市教頭会代表者）  
龍島 秀広（学識経験者）、岩崎 雄三（石狩市人権擁護委員代表者）  
翁 恵（石狩市PTA連合会）

佐藤 信太郎（北海道警察札幌方面北警察署生活安全課長）

古原 祥子（石狩市教育委員会スクールソーシャルワーカー）

宮 一作（石狩市子ども相談センター長）

蛭谷 学俊（石狩市教育委員会生涯学習部長）

〔事務局〕 高橋 真（石狩市教育委員会生涯学習部次長）

鈴木 昌裕（石狩市教育委員会教育支援課長）

盛 雅宏（石狩市教育委員会教育支援課教育支援担当主査）

鈴木 光（石狩市教育委員会教育支援課教育支援担当主任）

松井 卓（石狩市教育委員会教育支援課教育支援主事）

## 1. 開会

【事務局】

皆様おはようございます。定刻となりましたので、ただいまから、令和5年度石狩市いじめ問題対策連絡協議会を開会いたします。会長選出まで本日の議事の司会を務めさせていただきます。教育支援課の盛です。よろしくお願いいたします。

会議の開催にあたり事務局を代表しまして、教育支援課長 鈴木よりご挨拶させていただきます。

石狩市教育委員会教育支援課長の鈴木昌裕と申します。

本協議会の事務局を代表者しまして、開催にあたりご挨拶をさせていただきます。

本日は、3月という時節柄大変お忙しい中、本協議会にお越しいただきありがとうございます。感謝申し上げます。

本協議会は、いじめ防止対策推進法の規定に基づき、いじめ防止等に関係する機関及び団体の連携を図ることを目的として条例により設置されており、本日は、学校関係者、PTAの代表者、人権擁護委員の代表者、学識経験者、警察機関、行政機関の職員ということで皆様にご参加いただいております。

さて、本協議会で取り扱う「いじめ」というテーマにつきましては、いじめ防止対策推進法が出来て、10年が過ぎるわけですが、昨今、新聞、ニュースでいじめのニュースが取り上げられ、学校や教育委員会の対応について、社会的に厳しい目が向けられています。

そのようないじめのニュースや報道をみて、教育委員会内や課内で職員と話をしながら感じていることですが、ニュースでは取り上げられない、学校運営、学校現場に苦勞などあることも理解しながら、それでもなお、子どものためにわれわれ子どもと関わる大人がすべきことを何かを考えて、学校や教育委員会がそれぞれの役割を考えて、確実に行動する、場合によっては行動を変えていくということが求

められていると思います。そのことが、いじめによる子どもの死という最悪の状況をつくらぬということにつながるという思いや信念を持つことが大切なのだと思います。

本日は、行政報告において、石狩市のいじめの件数等の報告をさせていただきます。

次に、協議事項として、「いじめを考える」というテーマで、学校で実施したアンケート調査の実施結果、いじめに対する学校現場の対応、学校や石狩市の教育委員会をサポートしている北海道教育委員会が作成したマニュアルの内容等について情報提供をさせていただきます。

その後、みなさまからそれぞれの立場でご意見をいただき、今後の学校や教育委員会でのいじめへの対応に活かしていきたいと考えておりますので、本日は最後までどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、皆様初めての方もいらっしゃると思いますので、所属、お名前について自己紹介をお願いいたします。

(各委員、事務局がそれぞれ自己紹介を行った。)

議事に入る前に会議開催についてご説明申し上げます。

本日の会議は、委員11名のうち全員が出席しておりますので会議が成立していることをご報告させていただきます。

また、本会議は公開となっており、会議における発言等につきましては、議事録として記載されます。会議内容については録音させていただいております。

本会議の記録につきましては、要約記録で作成させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(反対意見無し。)

それでは要約記録で作成させていただきます。

## 2. 会長・副会長の選出

### 【事務局】

それでは会長及び副会長の選出にうつらせていただきます。石狩市いじめ問題対策連絡協議会等条例第5条第2項の規定に基づき、委員の互選により会長及び副会長を置くこととされています。立候補又は推薦はございますか。

(立候補、推薦無し。)

無いようですので、事務局から提案をさせていただきます。事務局の案としましては、会長に双葉小学校長 青山 司委員を、副会長に樽川中学校教頭の新保 雄三委員をそれぞれ提案させていただきますがいかがでしょうか。

(反対意見無し)

ご異議がなければみなさまのご承認ということでよろしいでしょうか。

この後の議事につきましては、青山会長にお願いいたします。

## 3. 令和4年度いじめの状況について

### 【青山会長】

会長に選任されました青山です。会議次第に沿って議事を進めて参りますのでよろしくお願いいたします。

最初に行政報告となっています。事務局よろしくお願いいたします。

【事務局】

それでは資料3ページをご覧ください。令和4年度いじめの状況について説明させていただきます。令和5年度はいじめの状況については、令和6年10月に文部科学省から全国・全道の数字が発表される予定となっております。

まずは、認知件数の推移についてです。令和4年度の小学校の認知件数は779件、中学校の認知件数は102件、合計で881件となっております。これはコロナが始まる前の令和元年度の数字に近づいています。行動制限が緩和され、学校行事等が再開されたことにより児童生徒同士の接触機会が増えていることが影響しているかと思われます。令和5年度では、今の段階では小学校の認知件数816件、中学校の認知件数145件、合計961件となっております。全国・全道と比較してもかなり多い状況となっておりますが、これはいじめ防止対策推進法におけるいじめの定義やいじめの積極的認知に対する理解が広がっているものと認識しています。

次に、いじめの発見のきっかけについてです。これは、小学校・中学校ともにアンケート調査が9割を超えています。

続きまして、いじめの態様についてです。こちらは小学校・中学校ともに多いのが「冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」となっておりますが、中学校では2番目に「パソコンや携帯電話等で、誹謗・中傷や嫌なことをされる」が多いことが小学校との大きな違いとなっております。こちらにつきましては、学校での情報モラル教育の推進等が必要になってくるかと思われます。

いじめ重大事態発生件数についてですが、中学校1件となっております。これは実際には令和3年度に発生したものですが、集計の関係上令和4年度に計上しております。

最後に学年別件数ですが、年齢が上がっていくとともに認知件数が少なくなっていることが分かるかと思えます。

説明は以上になります。

【青山会長】

ただいま令和4年度はいじめの状況について報告がありましたが、質問や確認はございませんか。

【岩崎委員】

いじめ重大事態発生件数についてですが、「法第28条第1項第2号に規定する重大事態」に該当するということは、不登校の日数が30日以上あったということで重大事態に認定したと思えますが、これはもういじめが解消されたということで学校から報告があったということによろしかったでしょうか。

【事務局】

いじめは解消されたということで学校から報告が上がっております。こちらの生徒は、学校にも行けるようになって卒業しております。

【岩崎委員】

分かりました。もう1点、いじめの発見についてですが、アンケート調査でいじめの発見につながったということですが、例えば道内各地でのいじめの実態を報道で見ていると、本人や保護者が学校にい

じめを訴えても学校が適切に対応を行わなかったことから、市町村の教育委員会や北海道教育委員会に連絡をするということがあったそうですが、石狩市ではそういうことはありませんでしたか。

【事務局】

石狩市ではそういったことはございませんでした。

【青山会長】

他には何かありませんでしょうか  
(各委員から質問や確認は無し)

#### 4. 学校及び教育委員会におけるいじめ対応状況について

【青山会長】

次に協議事項として「いじめの対応を考える」となっています。最初に事務局からの情報提供をいただき、皆さまからの質疑及び意見交換で協議を深めていきたいと思えます。最初に事務局からいじめ対応について情報提供をお願いします。

【事務局】

それでは7ページをご覧ください。教育委員会で毎年行っていることとしては、6月と10月の年2回アンケート調査を行っています。そのアンケート調査をもとに、学校の対応状況を確認しております。8ページが児童生徒に配られるいじめアンケート用紙になります。これで「嫌な思いをしたことがある」と回答した児童生徒がいれば、9ページのいじめアンケート集計に転記されることとなります。令和4年度は881件のいじめ認知件数があったので、この集計結果が881列あることとなります。これで各学校がどのように対応したか、年2回教育委員会の方で確認をするという仕組みになっています。

続いて、いじめの問題への取組状況の調査ですが、こちらは10ページに「いじめ問題への取組状況調査票」がございます。この調査票については、学校がどのような対応に取り組んでいるかという調査になります。こちらについても、年2回学校へ調査を依頼しているところです。

いじめ対応として随時行っていることについてですが、こちらについては資料としてお渡ししている「コンパス」をご覧ください。この「コンパス」については、北海道で令和4年10月に作成したものになります。学校でのいじめの対応については、この「コンパス」に沿って対応していくということが基本になります。特に重要だと考えているのが、この「コンパス」の1ページから2ページにかけて書いてある、いじめ防止に向けた取組推進のポイントとして、「1 いじめの定義を理解し、軽微ないじめも見逃さない」「2 「学校いじめ対策組織」を中心に、組織的に取り組む」「3 相談しやすい環境をつくる」「4 児童生徒が、いじめについて考え、行動できるようにする」「5 保護者、地域、関係機関等の協力を得る」といったこととなります。学校におきましては、組織的に対応し、先生方を孤立させないということが実効的な取組になるかと思われま。

また、重大事態への対応が40ページに、対応フロー図が44ページに書かれています。いじめ重大事態とはどのようなものかということが44ページにあります。ア 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い もしくは「イ 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」がある場合となっております。アの場合ですと、学校からは事故報告として学校から私共のほうに報告が上がってくるようになります。イの場合ですと、毎月学校から提出される長期欠席報告で把握することとな

ります。この長期欠席報告では、7日間連続で欠席が続いている、もしくは欠席が30日を超えた児童生徒が報告されることとなります。教育委員会で専門の担当者がこちらの業務に従事し、一人一人の状況を毎月学校へ確認しながら対応にあたっております。以上が、いじめ対応として随時行っていることとなります。

いじめ対応に関する通知についてですが、北海道教育委員会からの通知が11ページ以降にございますので、後ほど目を通していただければと思います。

児童生徒に対する相談窓口資料についてですが、こちらは24ページをご覧ください。こちらは、児童生徒のための相談窓口「おなやみポスト」についてです。おなやみポストとは、インターネットで自分の悩みを投稿できるといったものになりますが、これは児童生徒の所有している端末でアクセスできるようになっています。年間10～15件程度の投稿がありますが、今のところいじめに関する投稿はありませんでした。私からは以上になります。

#### 【青山会長】

ただいま、事務局から報告がありましたが、最初に質疑や確認はありませんか。

(各委員から質問や確認は無し)

次にいじめ対応の現状につきまして、それぞれの立場でご意見を伺えればと思います。せっかくですので、皆さま順番にご指名させていただきますので、それぞれの立場でご意見をお願いいたします。

最初に新保委員から意見をお願いしたいと思います。新保委員は、中学校の教頭という立場で出席いただいています。いじめ対応における学校の実情などについてのご意見をいただければと思います。

#### 【新保委員】

樽川中学校教頭の新保と申します。よろしくお願い致します。

まず、本校では、いじめの認知というところについてはアンケート調査を重要な手段であると捉えています。生徒がアンケート調査に書いた内容については聞き取りをし、事実確認できたものについては保護者への報告を確実にしております。

また、アンケート調査だけではなく、生徒の日々の生活の様子もアンテナを張って観察しております。授業中はもちろん休み時間も生徒の様子をしっかり観察するということが大事であると考えており、生徒がどういった活動をしているかということ、教室内・廊下・トイレ付近等、場所を変えて観察を続けています。

生徒から教師に相談をする機会があればもちろん丁寧に聞き取りをしますが、それ以外にも、生徒の様子がおかしい、人間関係の変化を感じ取れば相談・面談につなげています。本校でもいじめの積極的認知は常に考えており、見逃しをゼロにしようということ合言葉を続けております。今年度の本校の認知件数は46件となっております。認知後については、組織的な対応を意識し、いじめ対策委員会を開いて対応をしています。

難しいと考えていることは、「嫌なことをされている」と生徒から言われたときに、加害生徒に伝えることでエスカレートするかもしれないという恐怖心から「相手にはまだ伝えないでほしい」と言われることが多々あることです。報復のようなものは絶対に無いと伝えていますが、保護者にも確認したうえで、何かあればすぐ間に入るからねということ伝えてうえで様子を見るということをしてはいますが、むりやり生徒の人間関係に介入をしないようにはしています。

【青山会長】

次に坂見委員から意見をお願いいたします。坂見委員は、中学校の校長という立場で出席いただいています。坂見委員いかがでしょうか

【坂見委員】

2点お話しをさせていただきます。1点目は校長会での取り組みです。校長会は毎月行っておりますが、「コンパス」でもお話しがありましたとおり各校で組織的な対応に取り組むことができるよう、教育委員会からご指導をいただいているところです。各校において組織的な対応がとれるよう、校長会として取り組んでまいりたいと思います。

2点目は、児童生徒主体の取り組みについてです。各校区にある小学校と中学校が連携をしていじめを撲滅する集会を開催する等の取り組みを行っています。しかしながら、全国学力学習状況等調査では、「いじめは許されるか許されないか」という質問に対し、「許されない」という回答が100%になっていません。この回答が100%となるよう、児童生徒主体の取り組みを続けてまいります。

【青山会長】

次に山森委員から意見をお願いいたします。山森委員は、小学校の教頭という立場で出席いただいています。山森委員いかがでしょうか。

【山森委員】

生振小は特認校であり、他の学校とはやや状況が違うということから、本校ではという話になります。生振小は自然豊かな環境で教育活動をするということで特認校ということになってはいますが、実情としては他校で不登校になり本校へ転入するという児童が何人かいます。本校に来て、順調に登校できるようになった児童も何人かおられます。次の問題としては、中学校でどうするかということです。環境が変わってしまうと、中学校でまた不登校となってしまうかもしれないため、中学校と引き続き連携をしていかななくてはいけないと思っています。

いじめについては、児童数の割にはいじめの認知件数は多かったのですが、いずれも保護者へ連絡をし、解消しております。内容はいずれも「嫌な思いをした」「痛い思いをした」等であり、重大事態となるものはございませんでした。今後も校内の見回り等、児童の観察を続けてまいります。

【青山会長】

次に岩崎委員から意見をお願いいたします。岩崎委員は、人権擁護委員の代表という立場で出席いただいています。普段いじめという観点では、人権を擁護する立場で様々な活動をされていると思いますが、そのような立場でいじめという問題に関して、ご意見をいただければと思います。

【岩崎委員】

令和5年度、人権教室を市内10校で開催いたしました。人権作文については、中学校6校からご応募いただきました。また、昨今SNSの問題に関する悩みが多いということで、通信事業者のKDDIと提携し、スマートフォンの安全教室を開催しております。

また、電話による相談が少なくなっているということもあり、LINEによる相談の受付を開始しま

した。LINEで匿名による相談が多くなってきている状況です。

いじめについては、私が人権教室の講師をした際、旭川のいじめの事件を知っていますかと聞いたところ、多くの児童生徒が知っているということでした。児童生徒も、いじめについて情報を知っているという判断材料になりました。

#### 【青山会長】

次に龍島委員から意見をお願いいたします。龍島委員は元北海道教育大学大学院教授という立場で子どもの様々な問題や課題に関わられてこられたことと思います。そのような立場で今のいじめの問題ということをどのように見られているか、ご意見をいただければと思います。

#### 【龍島委員】

いじめの件数についてですが、石狩市は全国的に見ても多いということですが、件数は多い方がいいということが言えると思います。それは、学校から確実に報告が上がってきて、対応をしているということだからです。文部科学省のいじめの定義は変遷していきっていますが、現在は友人間・集団の中でのちょっとしたトラブルもいじめに含まれています。そういったことにもしっかりと対応しているという表れだと思います。

また、件数が小学校で多く、中学校で少なくなっています。日本でいじめが問題になり始めた昔の頃は、これが逆でした。これは、小さい頃はトラブルが多く、成長するにしたがってトラブルが少なくなっているということです。特に、石狩市では小学校の件数と中学校の件数を比べると、中学校の件数が大きく減っています。これは小学校での指導で、子供たちがしっかりと成長しているということの意味していると考えていいと思います。

一方で、いじめの重大事態の発生件数は少ないように感じました。もっと幅広にいじめの重大事態を捉えてもいいと思います。

一点提案させていただきたいのは、いじめが発生した際の報告は簡便でいいということです。報告すること自体が教職員の重荷になってしまったり、児童生徒と向き合う時間が少なくなってしまうということでは本末転倒だからです。

#### 【青山会長】

次に翁（おきな）委員から意見をお願いいたします。翁委員は、PTA連合会の代表という立場で出席いただいておりますが、そういう意味では、子どもの保護者という立場の観点から、いじめという問題に関して、ご意見をいただければと思います。

#### 【翁委員】

保護者の立場から意見を言わせていただくと、いじめの重大事態というものについての定義はあるようですが、保護者からすれば自分の子どもがいじめを受ければ、どんないじめも重大ないじめになります。保護者からすれば、重大ないじめの定義というものはあまり関係がありません。

また、教職員の方はいじめが発生した際の解決に尽力していることとは思いますが、いじめの解決方法について保護者の意向とは相容れないときもあり、それが解決までの時間を長引かせていることがあります。保護者としては、学校や教職員の動きが分からず、あまい良い方向に向かっていないと感じる、ということしか言えません。PTAとして保護者のそういう考えを浸透させていければと思っています。

【青山会長】

次に佐藤委員から意見をお願いいたします。佐藤委員につきましては、警察機関という立場で出席いただいております。いじめに関して、犯罪行為に該当すると考えられるような場合などは、学校は警察に適切な援助を求めると国から通知されており、そのような立場からいじめと警察機関の関わりなどについて、その現状などお話をいただければと思います。

【佐藤委員】

各学校の方から色々なご相談をいただいておりますが、まず感じているのは、各学校の先生には本当に良い対応をしていただいていると感じています。そういった対応のなかで、犯罪行為に当たる行為が起きてしまった、といった場合には警察も迅速に対応をさせていただいております。犯罪行為が認められる場合には、警察が主体となって動きますが、被害にあった児童生徒や保護者の意向、各学校の意向等を踏まえて対応をしますので、その際にはご相談いただければと思います。

警察の管轄についてですが、石狩市内の学校については札幌北警察署の方で対応をしております。しかし、札幌市等の石狩市外から通学されている児童生徒の場合、居住している地域の警察署にいじめ等の相談に行かれることがあります。その場合も、石狩市内の学校で起きたことについては札幌北警察署に引き継がれることとなります。

警察としても、いじめが発生した際には各学校と連携して最善の解決策を考えていこうと思っているので、ぜひ積極的に相談をしていただければと思います。また、警察本部の少年サポートセンターに警察OBであるスクールサポートスタッフを設置している他、被害にあった児童生徒のカウンセリングをする心理専門官がおりますので、活用していただければと思います。

【青山会長】

次に宮委員から意見をお願いいたします。宮委員は、市の子ども相談センターに所属しているということで、子どもに関わっている立場からいじめについてご意見をいただければと思います。

【宮委員】

子ども相談センター長としまして、各委員、事務局から日々情報提供をいただき、感謝申し上げます。子ども相談センターの業務は大きく三つございます。一つ目は児童虐待、二つ目はひとり親の支援、三つ目は引きこもりの対策・支援、となっております。保護者の方、学校関係者、地域の方から色々な話を聞く中で、いじめに関する相談があった場合には各関係機関と情報共有をしながら対応にあたっているところです。

いじめの件数につきましては、やはり全国平均と比べても多いと感じましたが、龍島委員の話を聞き、件数の多さに納得いたしました。子ども相談センターの相談件数も石狩管内では多い方であり、相談件数は多い方がいい、ということで安心しました。

本協議会の協議内容や、いじめ対応ガイドブック「コンパス」の内容を子ども相談センター内でも共有したいと思っております。

【青山会長】

次に古原委員から意見をお願いいたします。古原委員は、石狩市のスクールソーシャルワーカーと

いう立場で出席いただいておりますが、その立場からご意見をいただければと思います。

【古原委員】

スクールソーシャルワーカーとしては、いじめの被害者、加害者、その保護者と話しをすることが多いのですが、まずは本音で話しをすることを大事にしています。特に、学校の対応を聞くようにしています。そして聞き取ったことを学校と共有し、両者の間を調整することで良い方向に進むよう心掛けています。

いじめの未然防止・早期発見という観点から申し上げますと、いじめのアンケート調査の他、石狩市内の全小中学校でQ-U検査というものを実施しております。こちらは、児童生徒の学校生活意欲と学級満足度を図る検査であり、いじめや不登校などの予防・早期発見に役立てています。

いじめ事案の当該児童生徒や保護者は本音を打ち明けるだけでも大変なことだと思います。ぜひチーム学校の一員として、スクールソーシャルワーカーを活用していただければと思います。

【青山会長】

最後に蛭谷委員から意見をお願いいたします。蛭谷委員は、教育委員会の立場で出席いただいておりますが、その立場からご意見をいただければと思います。

【蛭谷委員】

まずは、日頃からいじめの防止、対応に尽力いただき誠にありがとうございます。

本市のいじめの認知件数が多いという特性は、学校現場における日々の観察といった努力の賜物であると受け止めております。どんなささいなことでもいじめの可能性につながることは見逃さない、という表れだと認識しております。

他市ではいじめに係る痛ましい事件が起きています。その報告書を拝見しますと、子供のSOSに対して学校・教育委員会が適切に受け止められなかったことで尊い命が失われています。同じ教育委員会の立場としてとても残念だと感じており、また石狩市の児童生徒に同じことがあってはならないと改めて強く感じました。

石狩市では、子ども権利条例を策定しているところであります。これは、子ども基本法の理念に沿って、子どもが個人として尊重されること、子どもの基本的人権が保障されること、子どもが等しく教育を受ける機会を享受できるといったことを制定するものです。これまでの行政を顧みますと、子どもに係る様々な施策を考えたときに、やはり大人の視点で進められていたというところがありますが、こういった子ども基本法を踏まえた子ども権利条例の策定を進めるにあたり、改めて子どもの教育について考えてまいりたいと思います。

【青山会長】

委員のみなさまからそれぞれの意見をいただきました。いただいた意見について、事務局の所見はいかがでしょうか。

【事務局】

皆様それぞれの立場からご意見ありがとうございました。

新保委員からは、生徒間トラブルにおいて先生が介入するかどうか、という難しさについて述べてい

いただきました。先生は、生徒達へいつでも介入できるよということをメッセージとして発信していくことが大事だと感じました。

坂見委員からは、校長会の取り組みについて述べていただきました。校長会のような場でいじめに対する様々な取り組みについて話し合っていたくことで、石狩市全体でいじめへの意識を高めていくことに校長会が大きな役割を果たしていると思いました。

山森委員からは、特認校の実情についてということでお話しをいただきました。

岩崎委員からは、人権教室・人権作文といった人権擁護委員としての取り組みについて説明をいただきました。

龍島委員からは、いじめの件数についてご説明をいただきました。また、いじめの重大事態が少ないのではないかとご指摘をいただきましたが、いじめの重大事態に当たるかどうか、ということについて「コンパス」に基づいて判断をしていきたいと思えます。

翁委員からは、保護者の立場からすると自分の子どもがいじめの被害にあえば全てがいじめの重大事態であるという言葉をいただきました。学校のいじめへの対応に保護者からは意見を言うことができないという現実もあり、子どもにとって最善の支援とは何かを改めて考えてまいりたいと思えます。

佐藤委員からは、犯罪行為を捜査する立場ではありますが、いじめに関しては最善の解決策を目指しているというお話しをいただきました。

宮委員からは、子ども相談センターの業務、及び他機関との連携について説明をいただきました。

古原委員からは、スクールソーシャルワーカーとして保護者と学校との調整、さらにいじめの未然防止・早期発見の取組みについて説明をしていただきました。

蛭谷委員からは、教育委員会の取組みについて総括してお話しをいただきました。

事務局としましては、様々な事件・事故が起きたときにいかに組織として対応できるか、ということが重要であると考えております。令和6年度に向け、本日本日いただいたご意見を参考に事務局、教育支援課としてどのようなことができるか、ということ職員と共有していきたいと考えております。本日は皆様、貴重なご意見をありがとうございました。

#### 4. その他

【青山会長】

全体を通して皆様から何かご意見等はありませんでしょうか。

【龍島委員】

いじめ等の電話相談を受けていた立場から話をさせていただきます。児童生徒が意を決していじめの相談の電話をしたときに、相談の受付をした人と合わないということが度々あります。今は相談の窓口は多数あり、相談を受けられるところはたくさんあるということも、意見として加えさせていただきます。

#### 5. 閉会

【青山会長】

他にご意見等はないようですので、本日の会議の議題に関しまして会長としての役割を終え、議事の進行を事務局に戻します。

【事務局】

みなさま本日は出席ありがとうございました。これを持ちまして本日の会議を終了させていただきます。

議事録は上記のとおりであることを認めます。

令和6年 3月29日

石狩市いじめ問題対策連絡協議会

会長 青山 司



